

### 第3回神戸市公正職務検討委員会 議事概要（要約）

開催日時：平成18年5月16日（火）

午後3時56分～午後6時10分

開催場所：神戸市役所1号館14階大会議室

議事1 開会（午後3時56分）

議事2 「前回（第2回）委員会議事概要」について事務局の説明

議事3 及び議事4 「具体的事例の説明（続き）及び検討について」「意見交換」  
《委員意見の要旨》

働きかけや要望等を受けた際、その内容をすべて記録していくことが、仕事の透明化・適正化につながるのではないか。

働きかけについて、議員には行政の行う仕事の職務権限はないが、住民から選ばれたという事実上の力がある。議員の要望は、当・不当を問わずそれを背景に行われるものであるため、当・不当にかかわらずすべてを記録すべきである。

前回の委員会でも情報公開が議論になったが、すべての記録は公開されるべきである。

記録を一方的に公開するというのは、乱暴なところもある。記録を公開する際、訂正申立や弁明の書面を添付することは考えても良い。ただし、職員が記録している段階で、訂正したり、要求自体無かったこととして取り扱ったりするのは問題である。

働きかけの態様（目的・方法）は色々あるが、それを現場で区別するのは非常に困難である。一方で、すべてを記録するということになると、行政側の負担も相当なものになるので、事務効率や実務上の問題も検討が必要だ。

すべての記録を残すことを原則としながらも、名刺を持ってきただけのような軽微なものを除くとか、働きかけの相手方が公職者かそれ以外かという区分で記録内容を簡便にするといったことを検討してはどうか。

前例のない個別救済について、行政は公平性を理由に認めない傾向にある。しかし、個別事例から全体的な政策判断となる場合もある。議員の活動も個別救済の話から全体救済につながれば、正当な議員活動として、当然保障されるべき領域であり、透明性が担保されておればよい。

特定の人を例に出して、全体の話をすることもあり、業者紹介にしても条件によっては正当な場合もあり、分類は不可能ではないか。

働きかけの事例の中で、特定の利益誘導は明らかに問題であるが、それが一般的な相談なのか、正当なのか、正当でないのか、は、専門家でも判断は難しい。

当・不当の判断を行政内部で判断するよりも第三者機関において判断させる方がよい。そのような委員会を設けている都市もある。また、考慮すべき判断基準として、地域振興、利益誘導、政策判断、一般的な相談などによる公益性・重要性などの視点が必要である。

日常業務の中で、職務の決裁権や法令の何を根拠に職務を進めているのかなどについて、職員の意識をさらに高めることも必要ではないか。

## 議事5 「課題の整理」

現行制度では、議員活動が除外されたり、働きかけの対象を契約事務に限定したりしているが、それでは不十分であり、見直す必要がある。新しい枠組みでは、記録する対象は、「すべての要望等」とし、それらをすべて記録の対象とする方向で検討すべきである。

現行制度は、目的、根拠が別なものとして、指針・要綱に分かれており、判断基準も難しい。一方で、行政処分などをカバーしていないため、対象範囲の拡大整理が必要である。

現行制度は、行政の内部基準となっている。やはり、新たな枠組みについては、形式的には、条例化を念頭に入れ、議会を含めて制度改革するという提案をするべきであり、条例化を念頭に入れた枠組みを考えるべきだ。

条例化し周知すれば、記録化する度に「記録を取りますよ」と相手にいちいち説明、告知する必要はない。

「働きかけ」の当・不当を判定する機関として、全庁的な第三者機関を設置することが必要である。働きかけをしてきた相手方に対する弁明の機会を、その中で相手方を呼んでヒアリングするなり文書をもらうなりすればよい。

すべての記録が、情報公開されることが大前提であるが、公開の方法をどうするのかなどについて今後検討していく必要がある。

行政内部の法令遵守といったことを検査・調査する専門部署が必要と考える。

行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図るため、行政の内部の基準となる指針や要綱を制定したり、改正したりする際に市民意見を反映するため、意見公募手続を導入するなど新たな仕組みを取り入れていく必要がある。平成18年4月から行政手続法がその趣旨で改正されており、市の行政手続条例についても検討すべきである。

## 議事6 「次回(第4回)委員会について」

要望等があった場合の対応について、これまでの委員の議論を参考にフロー図を事務局で作成してもらい、次回の資料としたい。その際、働きかけをする者の区分、記録の必要性、当・不当などを判断する第三者機関などを組み込んでもらいたい。

「現行制度における行政調査の概要について」「他都市の倫理規範」「行政手続条例で改正すべき内容」に関する資料をご用意いただきたい。

第4回委員会では、これまでに議論してきた内容を踏まえ、新たなしくみ(制度)についてどのようなものがよいかを議論し、答申案として何を盛り込むべきかを議論したい。

## 議事7 「その他」

(事務局)

次回は、平成18年5月20日(土)14:00から会議は公開で行う。

## 議事8 「閉会」(午後6時10分)